

横浜市市街地環境設計制度の一部改正 に関する意見公募について

本市では公開空地の確保等による市街地環境の整備改善に資する建築物の容積率を緩和する許可制度（以下「横浜市市街地環境設計制度」という。）を定めています。

令和4年10月に建築物エネルギー消費性能誘導基準及び低炭素建築物の認定基準で求める水準について、ZEB・ZEH水準に引き上げる見直しが行われました。また、令和5年4月に「断熱等性能等級（以下、「断熱等級」という。）6，7」が新設されました。

横浜市中期計画で「脱炭素社会の推進」を掲げる本市においても、一定の省エネ性能等を備えた建築物について、横浜市市街地環境設計制度の「環境に配慮した建築物における容積率許可の特例」に位置付け、容積率の緩和対象を拡充する改正を行います。

つきましては、この改正に関する意見を市民の皆様から募集します。

1 改正の概要

(1) 横浜市市街地環境設計制度第6編第3章について、下記の通り改正します。

■適用対象について

現在、「①CASBEE 横浜の届出における評価値がSランク等の条件を満たす建築物」を適用対象としていますが、新たに以下の条件を満たす建築物を適用対象に追加します。

②住宅で、BELSにおいてZEH-M Oriented等の認証を受けたもの、またはそれと同等以上のエネルギー消費性能を有すると評価されたものであり、かつ、外皮平均熱貫流率（UA値）が $0.46\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下と評価されたもので、次に掲げるすべての条件を満たすもの。

ア CASBEE横浜の届出における重点項目の評価が、「地域・まちづくりへの貢献」の項目で4以上となるもの

イ 敷地内に再生可能エネルギー利用設備を設置したもの

③非住宅で、BELSにおいてZEB Oriented以上の認証を受けたもの、またはそれと同等以上のエネルギー消費性能を有すると評価されたもので、次に掲げるすべての条件を満たすもの。

ア CASBEE横浜の届出における重点項目の評価が、「地域・まちづくりへの貢献」の項目で4以上となるもの

イ 敷地内に再生可能エネルギー利用設備を設置したもの

■緩和基準について

第6編第3章の第31表の趣旨を踏まえ、第33表を適用します。

※建築物の一部についてのみ適用の条件を満たす場合は、「建築物の延べ床面積」に対する「当該条件に適合する部分の床面積」の割合に応じた加算容積率となります。

(2) その他

機構改革や電子申請手続きへの見直しに伴う文言の整理等、その他所要の改正を行います。

裏面あり

2 施行予定日

令和6年11月（予定）

3 意見公募要領

■意見公募期間

令和6年6月28日(金)から7月29日(月)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

■ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。
なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 郵送または持参（持参の場合は、平日の8：45～17：15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 横浜市庁舎25階
横浜市建築局建築指導部建築企画課

② ファクシミリ FAX番号：045-550-3568

③ 電子メール Eメール：kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp

■問い合わせ先

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

■その他

- ① 寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。
- ② 「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。
- ④ 御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。